

赤ちゃん斡旋事件

— 現行法への疑問 —

33期生

I テーマ設定の理由

3年前、寝屋川市内のセールスマンが、仕事があまくいかずイライラした末、通りすがりの女性など2人をナイフでいきなり刺殺、殺人罪に問われたが、「被告人は犯行当時重度の精神分裂症であった」との鑑定書が出された為、大阪地裁は今年7月、被告人に無罪の判決を下したことが今年7月の毎日新聞に載っていた。私はこの記事を読んだ時、日本の法律の大きな矛盾を感じ、他にもこんなことはないかと調べてみた。結果は、時効問題、安楽死問題などいろいろあったが、中でも昭和48年に起こったという「赤ちゃん斡旋事件」に注意をひかれ、夏休みを利用して研究してみることにした。

II 研究方法

- ①まず、私自身がこの事件を理解していなければならないので、それについて書いてある本を購入した。(文献については後述)
- ②①の本を中心に、その他いろいろな資料から、国民の世論を分析した。(研究の中心)
- ③場本先生のお話を伺う。
- ④井野口弁護士(大阪弁護士会)のお話を伺う。
- ⑤ハワイの養子返却問題を新聞中心に検討する。
- ⑥私見をまとめる。

III 研究結果

[1] 赤ちゃん斡旋事件(実子斡旋事件)とは何か

「急告/生まれたばかりの男の赤ちゃんをわが子として育てる方を求む」

昭和48年4月17、18の両日、「石巻日日新聞」「石巻新聞」の二紙に上のような記事が載った。この広告を出したのは、石巻市内に住む産婦人科医菊田昇医師である。

広告中にある「わが子として」とは、一見養子のようにとらえがちであるが、実はこれは「実子として」という意味なのである。この赤ちゃんを産んだ女性は、経済的理由から子供を育てることができず、途方に暮れて同医院を訪れた。彼女の時期(7か月)の中絶は法律で認められているが、7か月児というのはオギャー、オギャーと産ぶ声を上げて産まれ(るらしい)、この時期に中絶することは、生きる可能性がある赤ちゃんを完全に死に追いやることを意味する。かといって現行の養子法で養子に出すと、その子と一生つながりを持ち、あとになって、なぜ兄弟の中で私だけを捨てたのかなどと、イザコザの種になることを恐れていた。さらには、子供を育てかねて他人にあげたことが知れると、世間は無責任な親だとあしざまに取り沙汰するので表通りも歩けないと言うのである。

ところで、日本の世帯数三千万弱で、約三百万世帯が子供がいなくて悩んでいる。彼らは、できることなら<実子>として赤ちゃんを貰いたいと熱望しているが、それは、一つには戸籍によって子供の暗い出生の秘密が漏れ、<貰い子><捨て子>などと世間からさげすまれて、精神発育に回復しがたい衝撃を与えることから子供を守りたいと考える為であり、他方、養子では「えたいのしれない」実親が<産みの親>として一生まつわりつき返還要求や、ゆすりなどの紛争がいつ起こるかわからないという恐れがある為である。

さて、上に挙げた2種類の親の願望をどちらもかなえるには、赤ちゃんをいまいましい<産みの親>の戸籍に入れずに、<貰い親>の籍に入れて、この世に生を受けた瞬間から実子として育てればよいわけである。そうすれば赤ちゃん<産みの親>は血縁断絶され双方の家庭生活が保障されるだけでなく、未婚の母によるコインロッカー事件も減り、赤ちゃんの命は完全に守られる。

ところが、<貰い親>の戸籍に入ると、<貰い親>が産んだという証明書が必要になる。もともとこちらが産んだのではないから証明書など作れるはずがない。それをあえて作る。できた証明書は「ニセ」である。赤ちゃんの命を救う法はないが、ニセの証明書を取り締まる法はちゃんとあるのだ。

菊田医師は、赤ちゃんの実子斡旋が違法であることはもちろん知っていた。しかし、赤ちゃんの命には変えられない、という強い信念で、過去10年間に100件もの斡旋をやった。広告を出したのは、男の赤ちゃんは貰い手が少ない為で、自分の手で幸せにしてあげる、と言っておきながら放っておくことはできなかった、と菊田医師は述べている。

以上が「赤ちゃん斡旋事件」のあらましである。

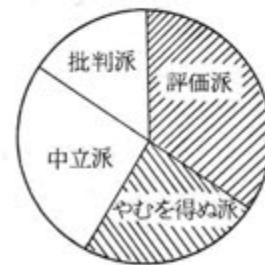
[2] 国会の見解

昭和48年4月24日、午前10時すぎから開かれた参院法務委員会に、菊田医師は参考人として出席した。彼は、自分の信念を熱っぽく一気に語り、「赤ちゃんの生命を守る為にも実子特例法(後述)の制定を」と東北ナマリの大きな声で堂々と発言した。

ところで、同年5月に開かれた国会で、国会議員に対してちょっとしたアンケートが取られたので、それについて述べてみたい。

※これから記す2つのアンケート結果は、いずれも昭和48年5月23日の毎日新聞によるものである。意見を求めた衆参両院の社会労働、法務の両委員のメンバーである107人のうち、回答があったのは65人。

[第1問 菊田医師の行為についてどう思うか]



- 評価派…生命は何よりも尊い。高く評価する。(35.3%)
やむを得ぬ派…医師の立場には同情する。やむを得ぬ行為と認める。(26.2%)
中立派…称賛も非難もできない。(21.5%)
批判派…新聞広告まで出したのは、善意ある勇気どころか批判すべき蛮勇だ。(17.0%)

(観点)「評価派」と「やむを得ぬ派」は合計で40人に達し、全体の61.5%を占めており、今回の「赤ちゃん斡旋」には過半数の支持(斜線の部分)があったことがわかる。

〔第2問 法的な責任は追及すべきか〕



消極派…違法だが、子供や親など関係者の幸福を考えると、情状的量して責任の追及は差控えた方がよい。

(55.4%)

否定派…胎児の命を助けたのだから、刑法37条の緊急避難に当たり、違法性はなく責任の追及はし難い。

(24.6%)

肯定派…法治国家である以上処罰は当然。

(12.3%)

(観点) 菊田医師への責任追及否定論者は合計52人、80%を占め、大勢は無処罰論である。(斜線の部分)

【考察】<菊田医師事件>が明るみに出た頃の、法務省の見解と世論は菊田医師に好意的であった。

ところが、昭和53年3月、仙台簡裁で罰金20万円の判決を機に、昭和54年6月8日の医道審議会では「医業停止6カ月」の処分を決定、後者のほうは同年7月3日東京地裁によって執行停止とされたが、今年6月には仙台地裁で優生保護医指定の取り消し処分を、東京地裁で医療業務停止処分をめぐる係争中であつたという。今、菊田医師を取り巻く環境は極めて厳しいといえる。

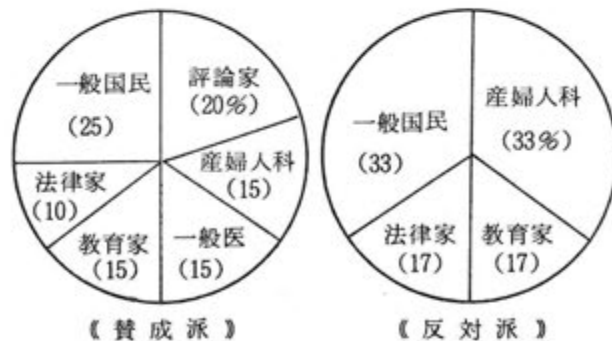


鈴木雅氏(社)の質問に答へる菊田医師(伊院よ静蔵)

◀参考▶～実子特例法～国などが仲介して、親に望まれずに生まれた子を子供の欲しい家庭に縁組させる法律。その際、養子を養い親の実子として記録する。母親の戸籍に傷がつかず、人工中絶やえい児殺しを防げるほか、実子斡旋のひき起こす血族結婚などの問題解決も可能である。この法律は、欧米やソ連では制度化されている。

(3) 国民世論

(1) 賛成派・反対派の職業別内訳



賛成派を見ると、どの職業もほぼ似たようなパーセンテージで表されている。つまり、職業にあまり関係なく、個人的な支持が多いということである。

これに対し反対派は、産婦人科医だけで3割以上を占めている。これは、大きな医師団体が反対の姿勢をとっているからである。その

為、専門的な立場からの強いまとまった意見が、賛成派を押ししたり、あるいは菊田医師個人に直接かけられたりすることが少なくない。賛成派の結びつきは弱いようだが、昭和54年10月16日に東京で発足した「菊田医師を支援し赤ちゃんを救う会」を中心に、しだいに強いまとまりを見せていっている。

(2) 賛成派・反対派の主な主張 ～全体編～

A) 賛成派

- ①アメリカ、フランスなどの実子斡旋の成功例を見て。……40%
- ②実子斡旋により、現行養子制度から起こるイザコザを防ぐこともできるし、第一赤ちゃんの生命を十分尊重することができる。……30%
- ③現代は無責任な母親や医師が全国に散在している世の中である。そういった時代の中で、赤ちゃんのいのちを救うことに真剣に取り組んだ菊田医師の行為は、高く評価すべきものである。……25%

B) 反対派

- ①こういうことがたびたび起こると、医師・出生証明書・戸籍等の信用喪失につながり、社会生活を乱すものになる。……50%
- ②赤ちゃんの命を救うこと自体には問題はないが、それを個人でやったというのはよくない。国の機関に任せれば十分。……33%

(3) 賛成派・反対派の主な主張 ～職業別編～

	賛成派			反対派	
	諸外国論	生命尊重論	菊田評価論	社会信用論	個人行為論
産婦人科医	20	20	20	40	—
一般医師	—	75	—	—	—
評論家	—	75	25	—	—
法律家	67	—	—	33	—
教育家	25	—	50	—	25
一般国民	57	—	14	—	15

※数字は、各職業の中での、総人数に対する各項目(主張)の人数の占める割合を百分率で表したものである。

※諸外国論=(2)のAの①, 社会信用論=(2)のBの①
生命尊重論=(2)のAの②, 個人行為論=(2)のBの②
菊田評価論=(2)のAの③ } を参照

※ — は、その項目にあてはまるものがなかったもの。(調査内で)

上の表で注目すべきところは、産婦人科医と一般医師の比較である。同じ医師でありながら、産婦人科医側は社会的な信用を重視しており、また一般医師側は赤ちゃんの生命を尊重している。このように、見解はその職業によってかなり違う。それを私なりに次にまとめてみた。

(4) 国民世論の考察

① 産婦人科医

前に述べたように、産婦人科医は社会的信用性を重視する方向にある。また、賛成派も極めて慎重であることは、(3)の表の賛成項目の数字がほぼ等しく、1つの考えに偏らないでいろいろな方向から検討していることから十分うかがえる。

② 法律家

法律家の多くは賛成派である。ただ、その理由を単なるヒューマニズムからひき出しているのではなく、諸先進国の成功例から筋みちを立てて生み出している。

・上の2つは、自分達にこの問題が直接ふりかかってくるという点で共通している。だから、賛成派にしても反対派にしても普通以上に真剣で現実的である。こういった人間の心理の問題は、一般医師の立場から見ても同じようなことがいえる。

③ 一般医師

一般医師は非常にヒューマニズムな考え方である。同じ医師といっても、直接に自分の医師生命や収入に支障がないということが、職業を意識させない1つの大きな原因だろう。

・とは言っても、直接に人間の生命を扱う医師連だもの、一個のいのちに対して持っている感情は、産婦人科医も一般医も変わりはないと思う。そして、それは私の想像をはるかに越えたものに違いない。問題は、直接その事柄に関係しているかどうかで、このことが産婦人科医と一般医を大きく分けている。

④ 教育家、評論家

教育家 — 教育者の立場上、賛成派も反対派も菊田医師のとった行為に注目しており、道義的なことを追究している。

評論家 — ヒューマニズムから一歩進み、実子特例法の推進という現実問題を深くほり下げ、そこから菊田医師の存在価値を浮きぼりにしている。

・どちらも、その職業を大きく反映した世論である。

⑤ 一般国民

ヒューマニズムを尊重し、法的なことは二義的なものとしている傾向が強い。国民は諸外国を手本とした、安全な戸籍制度を求めている。

(4) 産みの親の立場から～ハワイの養子縁組異議申し立て訴訟～

産みの親のほとんどは、貰い親同様幸せな毎日を送っている。しかし、中にはいったん赤ちゃんを手離したものの、やはり赤ちゃんが欲しくなり、「赤ちゃんを返して」と裁判を起こした夫婦もいる。訴えたのは大阪市都島区、会社員、Aさん(33)で、赤ちゃんは昨年、菊田医師の世話でハワイの日系二世夫婦に引き取られていた。Aさん夫婦は赤ちゃんの引き渡しを求める訴えを日本国内でも起こしたが、大阪地裁、最高裁でいずれも棄却されており、ハワイでの裁判でも今年11月12日(日本時間13日未明)、Aさん夫婦の請求を退ける決定が出た。

Aさん夫婦側はこの日の決定を不服として上訴する意向。15日のNHKルポルタージュでは妻B子さん(25)が「絶対負けません」と涙ながらに語っていたが、Aさん夫婦の話は菊田医師の証言と食い違うところがあり、真相は今のところつかめていない。菊田医師は、この訴訟について「自分の手元においてプラスにならんとしたら、グッとこらえるのも、赤ちゃんに対する本当の愛情じゃないですか」と意見を述べている。

IV 結論【私見】

翔べない天使達を大空へはばたかせてやる為に違法を覚悟の上で自分の信念をつらぬいている一産婦人科医が、法の裁きに苦悩し続けている。一方で、自分の立場をいいことにお金ですべてを解決しようとする医師や裁判官が大きな顔をしてかまえている。いったいこの世の中で正しいものは何なのだろうか。

時代は変わり、国民の世論は揺れ動く。それに十分対応していけるような法律を、国民は求めている。実子特例法はその1つの試みにすぎない。やってみるだけの価値はあると思う。日本政府は、「よくない」政治家や医師や裁判官の存在は許しても、「コインロッカー天国」の存在は許さないにきまっていると信じているから……

V 総括

資料の本を手に入れるのに夏休みの半分近くを使ってしまったので、十分な研究はできなかった。この事件は、今もなお余波を残しながらマスコミに登場している。それを追いつながら、何が真実かを自分の目で確かめ考え続けていきたいと思う。

◀参考▶

- (4) 実子特例法・中川私案 (昭和四十八年六月二十六日、発表)
- 一 実子特例法の適用を受ける子は、一定年齢以下(十五歳未満)の子に限る。
 - 二 戸籍上、実子として記載し、すべての関係において実子と同じ取り扱いをする。
 - 三 子は、実方とは婚姻障害を除いて、すべて断絶する。
 - 四 子に対する認知の訴、親子関係存在確認の訴、および親子関係不存在確認の訴は、これを認めない。
 - 五 養親の側からの離縁は、これを認めない。ただし、家庭裁判所は、子のために不利な事情があると認めるときは、一定の請求権者(子、利害関係者、検察官)の申し立てにより、この縁組を、審判により廃棄することができる。
 - 六 養親となる者は、夫婦で婚姻後五年以上を経過し、原則として、血縁上の実子のないことを要件とする。(七十一省略)

(2) 医師法

第二〇条〔無診察治療等の禁止〕 医師は自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し自ら出産に立ち合わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。

- <参考文献> ◦ 天使よ大空へ翔べ 菊田昇 恒友社 ◦ ジュリスト (No.665) 中谷理子
◦ ジュリスト (No.678) 菊田昇 ◦ 毎日新聞 S.48.4.20, S.48.4.24, S.50.3.20
S.55.9.19, S.55.11.13 ◦ 週刊テレビガイド (S.55.6.27号)
◦ 週刊女性セブン (S.55.8月号)